

労務費ダンピングを防止するための取り組みについて (お知らせ)

1 法改正の概要

現在、工事の入札においては、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出いただいておりますが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、応札者は公共工事の入札時に、材料費や労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました(同法第 12 条)。

また、県では提出された工事費内訳書の内容を確認し、労務費ダンピング調査を行うこととしました(同法第 13 条)。

2 工事費内訳書に追加して記載する項目(法第 12 条関係)

工事費内訳書に追加して記載する項目は以下の 5 項目です。

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費(事業主負担分)
- ・安全衛生経費
- ・建設業退職金共済契約に係る掛金

- 上記が記載された内訳書の提出がない場合は、入札が無効となります。
- ただし、令和 9 年 10 月 31 日までに、一般競争入札の入札公告、指名競争入札の指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としないこととします。

3 労務費ダンピング調査の実施(法第 13 条関係)

- 適切な労務費の確保に向けた調査として、落札候補者が提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準*」以上かどうかを確認します。

※ 一定水準：直接工事費(発注者設計額) × 係数

【係数】

土木工事	0.97
建築一般工事	0.97×0.9
昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	0.97×0.8

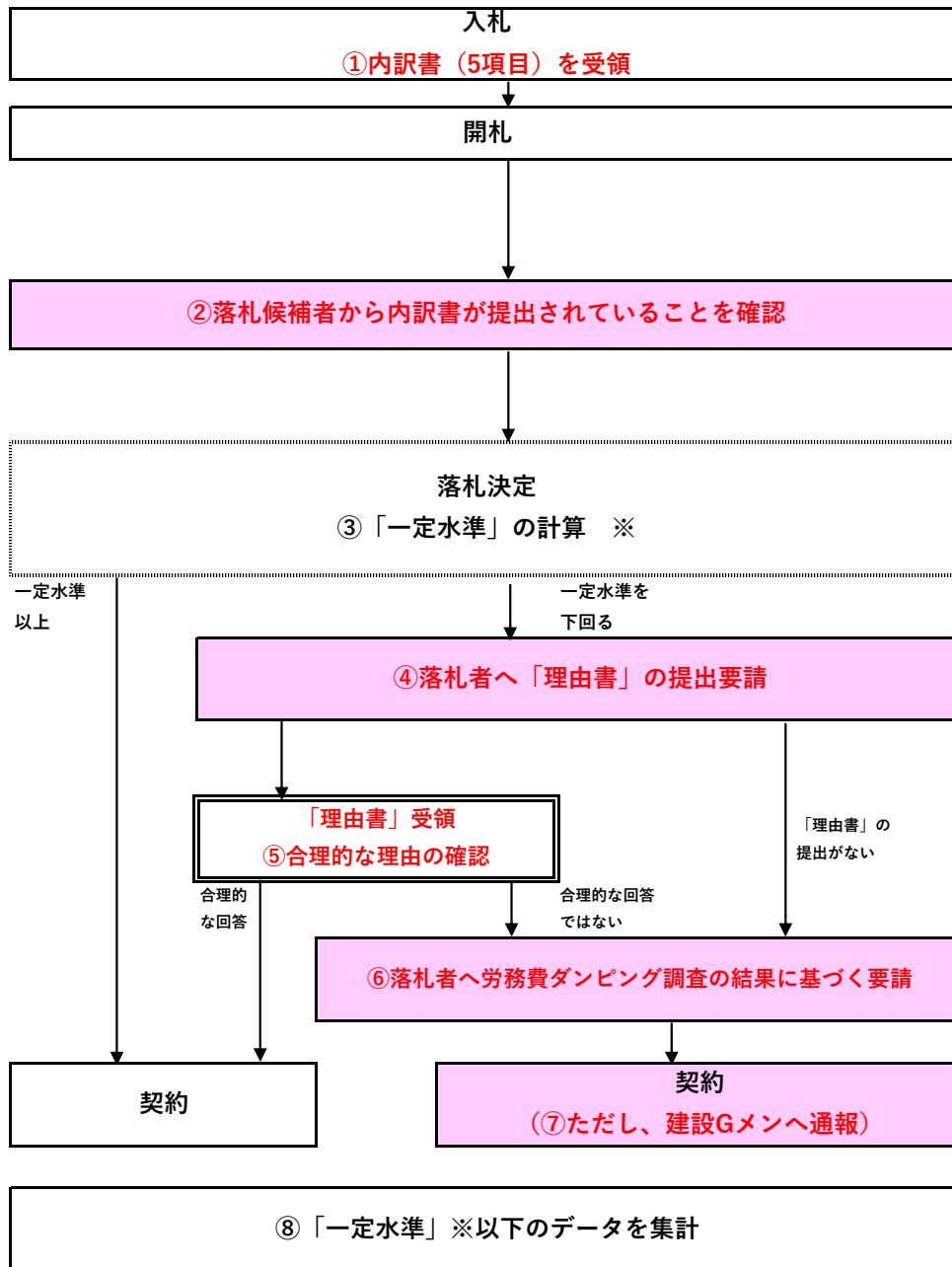
- 「一定水準」を下回る場合には書面(理由書)にてその理由の確認を行います。
 - なお、合理的な理由が確認できなかった場合、発注者は、建設業法第 40 条の 4 に基づく調査を行う者(建設 G メン)へ通報します。
- ※合理的な理由が確認できない場合でも、契約を妨げるものではありません。

4 適用時期

令和 8 年 11 月 1 日以降に、一般競争入札の入札公告、指名競争入札の指名通知を行う案件から適用します。

※ 詳細については、国土交通省が作成した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」をご参照ください。

労務費ダンピング調査の事務フロー



※ 一定水準の計算方法

<土木工事> 落札者積算の直接工事費 > 県積算の直接工事費 × 0.97

<建築工事>

①一般： 落札者積算の直接工事費 > 県積算の直接工事費 × 0.9×0.97

②昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事:

落札者積算の直接工事費 > 県積算の直接工事費 × 0.8×0.97

内訳書

氏名又は名称	
--------	--

工事名	
工事場所	

(円：税抜)

内訳	金額
直接工事費のうち材料費	
直接工事費のうち労務費	
現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	
現場管理費のうち建退共制度の掛金	
工事原価のうち安全衛生経費	

- ・ この内訳書は、入札書を提出する際に必ず添付してください。
(上記事項が記載されていれば、任意様式も可)
- ・ 材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費が未記載の場合は、入札が無効となります。(ただし、令和9年10月31日までに入札公告・指名通知を行う案件に限り暫定的に無効としないこととします。)
- ・ 材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費について、材料費と労務費等の区分が困難な単価等により、全てを計上できない場合及び一部のみ計上できない場合は、未記入ではなく、「算出不能」、「計上不可」、「〇〇円(一部のみ計上)」等その旨が分かること記載してください。
- ・ 該当がない経費は空欄とせず、金額欄に「—」と記載してください。

令和 年 月 日

福岡県建築都市部 建築都市総務課契約室長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

理 由 書

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

記入例

令和 年 月 日

福岡県建築都市部 建築都市総務課契約室長 殿

住 所 福岡市博多区東公園 7 - 7
商号又は名称 △△建設（株）
代表者 氏名 代表取締役 福岡太郎

理 由 書

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

【合理的と認められる理由の例】

- ・ 一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・ 発注者が想定している工法とは異なる工法（もしくは新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・ 過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・ 下請けからの見積が材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

【合理的と認められない理由の例】

- ・ 下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・ 下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・ 本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・ 根拠なく概算で算出した。

Q & A

1 工事費内訳書の記載事項の追加について

Q 1 - 1 新たに記載が必要となる経費は何か？

A 1 - 1 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律及び国土交通省令により、次の経費の記載が必要とされています。

- ①材料費 ②労務費 ③法定福利費（事業主負担分）④安全衛生経費
⑤建設業退職金共済契約に係る掛金

※ ①～⑤の経費を以下「材料費等」という。

Q 1 - 2 材料費等を記載する理由は？

A 1 - 2 建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止対策の一環として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されました。

この改正により、建設業者に公共工事の入札の際に材料費等を記載した工事費内訳書の提出が義務化されたため、材料費等の記載が必要となりました。

Q 1 - 3 県が指定する様式での提出が必要か？

A 1 - 3 必要事項が記載されていれば、任意の様式で提出いただいても構いません。

Q 1 - 4 材料費等の記載のない入契法 12 条に基づく内訳書を入札書提出時に提出した場合、また、入契法 12 条に基づく内訳書を提出しない場合、入札が無効となるか？

A 1 - 4 原則として無効の入札として取り扱います。
ただし、令和 9 年 10 月 31 日までに入札公告・指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としない取り扱いとします。

Q 1 - 5 記載した材料費等の金額によっては、入札無効となるのか？

A 1 - 5 入札を無効とすることはありません。

Q 1 - 6 材料費や労務費を分けられない単価で積算している場合は、どのように計上すればよいのか？

A 1 - 6 市場単価方式や、標準単価方式、その他の物価本掲載の価格など、材料費や労務費を分けられない単価で積算した際の材料費等の計上は必要ありません。

これらの方式で積算された場合、金額欄に「算定不能」、「〇〇円（一部のみ計上）」と記載してください。

Q 1 - 7 該当がない経費はどう記載すればよいのか？

A 1 - 7 該当がない経費は空欄とせず、金額欄に「—」と記載してください。

Q 1 - 8 官積算では、労務費をどのように計算しているのか？労務費の一般的な積算方法について情報公開しないのか？

A 1 - 8 労務費を含め、材料費等に関する計算方法について、国ガイドライン以外に国から示されたものはなく、県独自でも定めていないため、公開する情報はありません。